

I

相続・贈与にかかる税制

改正のポイント

1 個人事業者の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の創設等

個人事業者について、円滑な世代交代を通じた事業の持続的な発展の確保を図る観点から、個人事業者の事業承継を促進するための相続税・贈与税の新たな納税猶予制度が創設されました。

なお、特定事業用宅地等に係る小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例については、節税を目的とした駆け込み的な適用など、本来の趣旨を逸脱した適用を防止するための最小限の措置が講じられました。（9ページ(3)参照）

(1) 個人事業者の事業用資産に係る相続税の納税猶予制度の創設

(措法70の6の10、措令40の7の10、措規23の8の9)

① 概要

対象者	特例事業相続人等(注1)
対象となる相続等	平成31年(2019年)1月1日から令和10年(2028年)12月31日までの間の相続又は遺贈による取得で、最初の本制度の適用に係る相続又は遺贈による取得及びその取得の日から1年を経過する日までの相続又は遺贈による取得
適用要件	相続又は遺贈により特定事業用資産(注2)の全てを取得し、事業を継続していくこと。担保を提供すること。

納税猶予の内容

その特例事業相続人等が納付すべき相続税額のうち、相続等により取得した特定事業用資産の課税価格に対応する相続税の納税が猶予される。

- (注1)「特例事業相続人等」とは、承継計画(注3)に記載された後継者であって、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の規定による認定を受けているなど一定の要件を満たす者をいいます。
- (注2)「特定事業用資産」とは、被相続人及びその被相続人と生計を一にする配偶者その他の親族等一定のものの事業（不動産貸付業を除きます。以下同じ。）の用に供されていた次の資産で青色申告書に添付される貸借対照表に計上されているものをいいます。
- ・土地（面積400㎡までの部分に限ります。）
 - ・建物（床面積800㎡までの部分に限ります。）
 - ・建物以外の減価償却資産（固定資産税又は営業用として自動車税若しくは軽自動車税の課税対象となっているものその他これらに準ずるものに限ります。）。
- (注3)「承継計画」とは、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けて作成された特定事業用資産の承継前後の経営見通し等が記載された計画であって、平成31年（2019年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日までの5年間に都道府県に提出されたものをいいます。

② 猶予税額の計算

猶予税額の計算方法は、非上場株式等についての相続税の納税猶予制度の特例と同様です。

③ 猶予税額の免除

イ 全額免除

次の場合には、猶予税額の全額が免除されます。

(イ)	特例事業相続人等が、その死亡の時まで、特定事業用資産を保有し、事業を継続した場合
(ロ)	特例事業相続人等が一定の身体障害等に該当した場合
(ハ)	特例事業相続人等について破産手続開始の決定があった場合
(ニ)	相続税の申告期限から5年経過後に、次の後継者へ特定事業用資産を贈与し、その後継者がその特定事業用資産について贈与税の納税猶予制度（後述の(2)参照）の適用を受ける場合

□ 一部免除

次の場合には、非上場株式等についての相続税の納税猶予制度の特例に準じて、猶予税額の一部が免除されます。

イ	同族関係者以外の者へ特定事業用資産を一括して譲渡する場合
ロ	民事再生計画の認可決定等があった場合
ハ	経営環境の変化を示す一定の要件 ^(注) を満たす場合において、特定事業用資産の一括譲渡又は特定事業用資産に係る事業の廃止をするとき

(注)「経営環境の変化を示す一定の要件」は、非上場株式等についての相続税の納税猶予制度の特例に準じた要件とされます。

なお、上記イハ又はロの場合については、過去5年間に認定相続人の青色事業専従者に支払われた給与等で必要経費として認められない額は免除されません。

④ 猶予税額の納付が必要な場合

イ	特例事業相続人等が、特定事業用資産に係る事業を廃止した場合等には、猶予税額の全額を納付しなければなりません。
ロ	特例事業相続人等が、特定事業用資産の譲渡等をした場合には、その譲渡等をした部分に対応する猶予税額を納付しなければなりません。

⑤ 利子税の納付が必要な場合

上記④により、猶予税額の全部又は一部を納付する場合には、その納付税額について相続税の法定申告期限からの利子税(年3.6%)^(注)を併せて納付します。

(注) 利子税の割合の特例(貸出約定平均利率の年平均が0.6%(平成31・令和元年(2019年)の割合)の場合)を適用するとした場合は、年0.7%です。

【算式】 $3.6\% \times \frac{0.6\% + 1.0\%}{7.3\%} = 0.7\%$ (0.1%未満切捨て)

⑥ その他の主な要件等

イ	この納税猶予の適用を受ける場合には、特定事業用宅地等について小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けることができません。
ロ	被相続人は相続開始前において、青色申告の承認を受けていなければなりません。また、特例事業相続人等は、相続税の申告書の提出期限において開業届を提出し、青色申告の承認を受けている（受ける見込みである）必要があります。
ハ	特例事業相続人等は、相続税の申告期限から3年毎に継続届出書を税務署長に提出しなければなりません。
ニ	特例事業相続人等が、相続税の申告期限から5年経過後に特定事業用資産を現物出資し、会社を設立した場合には、その特例事業相続人等がその会社の株式等を保有していることその他一定の要件を満たすときは、納税猶予が継続されます。
ホ	被相続人に債務がある場合には特定事業用資産の価額からその債務の額（明らかに事業用でない債務の額を除く。）を控除した額を猶予税額の計算の基礎とし、非上場株式等についての相続税の納税猶予制度における資産管理会社要件を踏まえた要件を設定する等の租税回避行為を防止する措置が講じられました。
ヘ	その他非上場株式等についての相続税の納税猶予制度の特例に準ずることとするなど所要の措置が講じられました。



上記(1)の改正は、平成31年（2019年）1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。

（改所法等附79⑬(他)）

(2) 個人事業者の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度の創設

(措法70の6の8、70の6の9、70の2の7、70の2の8)

① 概要

対 象 者	特例事業受贈者（20歳 ^(注) 以上である者に限ります。以下同じ。）
対象となる贈与	平成31年（2019年）1月1日から令和10年（2028年）12月31日までの間の贈与で最初の本制度の適用に係る贈与及びその贈与の日から1年以内の贈与
適 用 要 件	贈与により特定事業用資産の全てを取得し、事業を継続していくこと。担保を提供すること。
納税猶予の内容	その特例事業受贈者が納付すべき贈与税額のうち、贈与により取得した特定事業用資産の課税価格に対応する贈与税の納税が猶予される。

(注) 令和4年（2022年）4月1日からの贈与については18歳（改所法等附79⑦）

② 相続時精算課税の適用

特例事業受贈者が贈与者の直系卑属である推定相続人以外の者であっても、その贈与者がその年1月1日において60歳以上である場合には、相続時精算課税の適用を受けることができます。

③ 猶予税額の納付、免除等

(1)の相続税の納税猶予制度と同様です。

④ 贈与者の死亡時

特定事業用資産（既に納付した猶予税額に対応する部分を除きます。）をその贈与者から相続等により取得したものとみなし、贈与時の時価により他の相続財産と合算して相続税を計算します。その際、都道府県知事の確認を受けた場合には、(1)の相続税の納税猶予の適用を受けることができます。





(2)の改正は、平成31年（2019年）1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用されます。（改所法等附79⑧他）

◆ 個人版事業承継税制の創設

- 平成30年度（2018年度）、事業承継税制が抜本的に拡充されたことにより、法人向けの事業承継税制の認定申請件数は飛躍的に増加^(※)。
- 個人事業者についても、円滑な世代交代を通じた事業の持続的な発展の確保が喫緊の課題となっていることを踏まえ、**個人事業者の事業承継を促進するため、10年間限定で、多様な事業用資産の承継に係る相続税・贈与税を100%納税猶予する「個人版事業承継税制」を創設**する。

※ 拡充前の事業承継税制の平成29年度（2017年度）における認定件数は年間400件程度であったが、拡充後の事業承継税制の足元における申請件数は年間4,000件に迫る勢い。

改正概要

<p>① 多様な事業用資産が対象</p> <p>事業を行うために必要な多様な事業用資産が対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 土地・建物（土地は400㎡、建物は800㎡まで） ● 機械・器具備品 （例）工作機械・パワーショベル・診療機器 等 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>【工作機械】</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>【診療機器】</p>  </div> </div> <ul style="list-style-type: none"> ● 車両・運搬具 ● 生物（乳牛等、果樹等） ● 無形償却資産（特許権等） 等 	<p>② 相続税だけでなく贈与税も対象</p> <p>生前贈与による早期の事業承継準備を支援</p>
<p>③ 納税額の全額（100%）が納税猶予</p> <p>後継者の承継時の現金負担をゼロに</p>	
<p>④ 10年間の時限措置</p> <p>平成31年（2019年）1月1日～令和10年（2028年）12月31日の間に行われる相続・贈与が対象</p>	

注1：制度を活用するためには、① 経営承継円滑化法に基づく認定が必要

② 平成31・令和元年度（2019年度）から5年以内に、予め承継計画を提出することが必要

注2：既存の事業用小規模宅地特例との選択制

（経済産業省資料を基に作成）

(3) 特定事業用宅地等に係る小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の対象範囲の見直し（措法69の4、措令40の2）

小規模宅地等については、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、次の表に掲げる区分ごとに一定の割合が減額されます。

相続開始の直前における宅地等の利用区分		要件		限度面積	減額される割合
被相続人等の事業の用に供されていた宅地等	貸付事業以外の事業用の宅地等	①	特定事業用宅地等に該当する宅地等	400㎡	80%
	貸付事業用の宅地等	②	特定同族会社事業用宅地等に該当する宅地等	400㎡	80%
		③	貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200㎡	50%
		④	貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200㎡	50%
		⑤	貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200㎡	50%
被相続人等の居住の用に供されていた宅地等		⑥	特定居住用宅地等に該当する宅地等	330㎡	80%

※ 限度面積は、①+② \leq 400㎡、⑥ \leq 330㎡、(①+②)+⑥ \leq 730㎡。③④⑤を選択する場合は、200㎡を限度に調整計算を要します。

この小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について、特定事業用宅地等の対象宅地等の範囲が次のように見直されました。

◆ 特定事業用宅地等の要件

相続開始の直前において被相続人等の事業（貸付事業を除きます。）の用に供されていた宅地等で、次の表の区分に応じ、それぞれに掲げる要件の全てに該当する被相続人の親族が相続又は遺贈により取得したもの

	区 分	特例の適用要件	
改正前	被相続人の事業の用に供されていた宅地等	事業承継要件	その宅地等の上で営まれていた被相続人の事業を相続税の申告期限までに引き継ぎ、かつ、その申告期限までその事業を営んでいること。
		保有継続要件	その宅地等を相続税の申告期限まで有していること。
	被相続人と生計を一にして被相続人の親族の事業の用に供されていた宅地等	事業承継要件	相続開始の直前から相続税の申告期限まで、その宅地等の上で事業を営んでいること。
		保有継続要件	その宅地等を相続税の申告期限まで有していること。
改正後	<p>改正により追加された要件</p> <p>特定事業用宅地等の範囲から、「相続開始前3年以内に事業の用に供された宅地等」が除かれました。ただし、その宅地等の上で事業の用に供されている建物、構築物又は減価償却資産の価額の合計額が、その宅地等の相続時の価額の15%以上である場合は、特定事業用宅地等の範囲に含まれます。</p> <p>また、被相続人が個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予制度（(2)参照）に係る贈与をしていた場合又は被相続人から相続若しくは遺贈により財産を取得した者が個人の事業用資産についての相続税の納税猶予制度（(1)参照）の適用を受ける場合には、その被相続人にかかる特定事業用資産については、本特例の適用を受けることができません。</p>		



(3)の改正は、平成31年（2019年）4月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。ただし、同日前から事業の用に供されている宅地等については、適用されません。（改所法等附1、79①②）

2 教育資金の一括贈与非課税措置の見直し

(措法70の2の2、措令40の4の3)

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置が講じられた上、適用期限が2年延長され、令和3年(2021年)3月31日までとなりました。

① 受贈者要件の見直し

信託等をする日の属する年の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、その信託等により取得した信託受益権等については、本措置の適用を受けることができないこととされました。



①の改正は、平成31年(2019年)4月1日以後に信託等により取得する信託受益権等に係る贈与税について適用されます。(改所法等附1、79③)

② 「教育資金」の範囲の見直し

教育資金の範囲から、学校等以外の者に支払われる金銭で受贈者が23歳に達した日の翌日以後に支払われるもののうち、教育に関する役務提供の対価、スポーツ・文化芸術に関する活動等に係る指導の対価、これらの役務提供又は指導に係る物品の購入費及び施設の利用料が除外されました。

ただし、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するための費用は除外されず、「教育資金」に含まれます。



②の改正は、令和元年(2019年)7月1日以後に支払われる教育資金について適用されます。(改所法等附1、79④)

③ 贈与者が死亡した場合の課税の見直し

信託等をした日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合において、受贈者がその贈与者からその死亡前3年以内に信託等により取得した信託受益権等について本措置の適用を受けたことがあるときは、その死亡の日における管理残額^(注)を、その受贈者がその贈与者から相続又は遺贈

により取得したものとみなすこととされました。

ただし、贈与者の死亡の日において次のいずれかに該当する場合を除きます（取得したものとみなされません）。

イ	その受贈者が23歳未満である場合
ロ	その受贈者が学校等に在学している場合
ハ	その受贈者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

（注）「管理残額」とは、非課税抛金額から教育資金支出額を控除した残額のうち、贈与者からその死亡前3年以内に信託等により取得した信託受益権等の価額に対応する金額をいいます。



③の改正は、平成31年（2019年）4月1日以後に贈与者が死亡した場合について適用されます。ただし、同日前に信託等により取得した信託受益権等の価額は、上記の（注）の信託受益権等の価額に含まれないものとされます。（改所法等附1、79③）

④ 教育資金管理契約の終了事由の見直し

教育資金管理契約の終了事由について、受贈者が30歳に達した場合においても、その達した日において上記③ロ又は同ハのいずれかに該当するときは教育資金管理契約は終了しないものとされました。また、30歳に達した日の翌日以後については、その年において上記③ロ若しくは同ハのいずれかに該当する期間がなかった場合におけるその年12月31日又はその受贈者が40歳に達する日のいずれか早い日に教育資金管理契約が終了するものとされました。



④の改正は、令和元年（2019年）7月1日以後に受贈者が30歳に達する場合について適用されます。（改所法等附1三ホ）

3 結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し

(措法70の2の3)

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、信託等をする日の属する年の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、その信託等により取得した信託受益権等については、本措置の適用を受けることができないこととされました。また、適用期限が令和3年(2021年)3月31日まで2年延長され、所要の措置が講じられました。



この改正は、平成31年(2019年)4月1日以後に信託等により取得する信託受益権等に係る贈与税について適用されます。(改所法等附1、79⑤)

4 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し

(措法70の7～70の7の6、措令40の8、40の8の2、40の8の4～40の8の6)

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度(一般制度と特例制度の両方とも)について、次の措置が講じられました。

①	贈与税の納税猶予における受贈者の年齢要件が18歳以上(改正前:20歳以上)に引き下げられました。
②	一定のやむを得ない事情により認定承継会社等が資産保有型会社・資産運用型会社に該当した場合においても、その該当した日から6か月以内にこれらの会社に該当しなくなったときは、納税猶予の取消事由に該当しないものとされました。
③	非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の適用を受ける場合には贈与税の納税猶予の免除届出の添付書類を不要とする等、手続の簡素化が行われました。



①の改正は、令和4年(2022年)4月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用されます。(改所法等附1十一ロ、79⑥)

5 その他の改正（民法改正に伴う措置など）

(1) 相続税の未成年者控除の対象となる相続人の年齢要件の引下げ

（相法19の3）

相続税の未成年者控除の対象となる相続人の年齢が18歳未満（改正前：20歳未満）に引き下げられました。

◆ 相続税の未成年者控除の額の計算

改正前	改正後
その未成年者が 満20歳 になるまでの年数 × 10万円	その未成年者が 満18歳 になるまでの年数 × 10万円

（注）年数の計算に当たり、1年未満の期間があるときは切り上げて1年として計算します。例えば、相続人の年齢が15歳6か月の場合、「満20歳になるまでの年数」は4年6か月なので、1年未満は切り上げて「5年」となります。



(1)の改正は、令和4年（2022年）4月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。（改所法等附1十一イ、23）

(2) 相続時精算課税制度等の制度における受贈者年齢要件の引下げ

（相法21の9、措法70の2の5、70の2の6）

次に掲げる制度における受贈者の年齢要件が次のとおり引き下げられました。

◆ 受贈者の年齢要件の引下げ

	改正前	改正後
① 相続時精算課税制度	20歳以上	18歳以上
② 直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例		
③ 相続時精算課税適用者の特例		



(2)の改正は、令和4年(2022年)4月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用されます。

(改所法等附1十一イ、同ロ、23、79⑥)

(3) 民法(相続関係)の改正に伴う措置

(相法4、13、21の5、23の2、29、31、32、35、登免法17、同別表1、所法151の6、相令5の8、19)

民法(相続関係)の改正に伴い、次の措置が講じられました。

① 相続税における配偶者居住権等の評価額が次のとおりとされました。

イ 配偶者居住権

$$\text{建物の時価} - \text{建物の時価} \times \frac{\text{残存耐用年数} - \text{存続年数}}{\text{残存耐用年数}} \times \text{存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率}$$

□ 配偶者居住権が設定された建物(以下「居住建物」といいます。)(所有権)

$$\text{建物の時価} - \text{配偶者居住権の価額}$$

ハ 配偶者居住権に基づく居住建物の敷地の利用に関する権利

$$\text{土地等の時価} - \text{土地等の時価} \times \text{存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率}$$

二 居住建物の敷地

$$\text{土地等の時価} - \text{敷地の利用に関する権利の価額}$$

用語の意義

建物の時価・土地等の時価	それぞれ配偶者居住権が設定されていない場合の建物の時価又は土地等の時価とされます。
残存耐用年数	居住建物の所得税法に基づいて定められている耐用年数（住宅用）に1.5を乗じて計算した年数から居住建物の築後経過年数を控除した年数をいいます。
存続年数	次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める年数をいいます。 (イ) 配偶者居住権の存続期間が配偶者の終身の間である場合……配偶者の平均余命年数 (ロ) (イ)以外の場合……遺産分割協議等により定められた配偶者居住権の存続期間の年数（配偶者の平均余命年数を上限とします。）

なお、残存耐用年数又は残存耐用年数から存続年数を控除した年数が零以下となる場合には、上記イの「(残存耐用年数－存続年数)／残存耐用年数」は、零とされます。

配偶者居住権とは……平成30年（2018年）7月の民法の改正によって、配偶者が相続開始時に居住していた被相続人の所有建物を対象として、終身又は一定期間、配偶者にその使用又は収益を認めることを内容とする法定の権利が新設されました。遺産分割における選択肢の一つとして、配偶者に配偶者居住権を取得させることができることとするほか、被相続人が遺贈等によって配偶者に配偶者居住権を取得させることができるようになりました。

- ② 物納劣後財産の範囲に居住建物及びその敷地が加えられました。
- ③ 配偶者居住権の設定の登記について、居住建物の価額（固定資産税評価額）に対し1,000分の2の税率により登録免許税が課税されます。
- ④ 特別寄与料に係る課税について、次のとおりとされました。

イ	特別寄与者が支払を受けるべき特別寄与料の額が確定した場合には、その特別寄与者が、その特別寄与料の額に相当する金額を被相続人から遺贈により取得したものとみなして、相続税が課税されます。
ロ	上記イの事由が生じたため新たに相続税の申告義務が生じた者は、その事由が生じたことを知った日から10か月以内に相続税の申告書を提出しなければなりません。
ハ	相続人が支払うべき特別寄与料の額は、その相続人に係る相続税の課税価格から控除します。
ニ	相続税における更正の請求の特則等の対象に上記イの事由が加えられます。

特別寄与者とは……被相続人に対して無償で療養看護等の労務を提供したことにより被相続人の財産の維持・増加に特別の寄与をした被相続人の親族（相続人等一定の者を除きます。）をいいます。平成30年（2018年）7月の民法改正によって、特別寄与者は、一定の要件の下で、相続人に対して特別寄与料（金銭）の請求をすることができるようになりました。

⑤ 遺留分制度の見直しに伴う所要の措置が講じられました（所得税についても同様です。）。



①及び③の改正は令和2年（2020年）4月1日から、②、④及び⑤の改正は令和元年（2019年）7月1日から適用されます。

（改所法等附1三〇、一七〇、一七八）



上記の民法（相続関係）改正法の施行期日は、原則的な施行期日が令和元年（2019年）7月1日、配偶者居住権の新設等は令和2年（2020年）4月1日です。